

## 原子力委員会原子力国際協力専門部会(第12回)議事要旨(案)

## 1. 日 時

平成10年1月26日(月) 14:00~16:00

## 2. 場 所

科学技術庁第1・2会議室(科学技術庁2階)

## 3. 出席者

(原子力委員)

藤原原子力委員長代理、依田委員、遠藤委員

(委員)

植松部会長、安委員、飯田委員、大山委員、國廣委員、栗原委員、黒柳委員、下山委員、鈴木委員、手島委員、長岡委員、西野委員、ヒールシャー委員、松浦委員、真野委員、三石委員、村田委員、山本委員

(科学技術庁)

瀬山原子力局国際協力・保障措置課長

(外務省)

伊從外務省総合外交政策局科学原子力課課長補佐

(通商産業省)

長谷川資源エネルギー庁国際原子力企画官

## 4. 議 領

- (1) 国際協力ワーキング・グループにおける検討結果について
- (2) 核不拡散ワーキング・グループにおける検討結果について
- (3) 旧ソ連、中・東欧地域との国際協力について
- (4) その他

## 5. 配布資料

資料12-1 第11回原子力国際協力専門部会議事要旨

資料12-2 国際協力ワーキング・グループ 論点整理のとりまとめ

資料12-3 核不拡散ワーキング・グループ 論点整理のとりまとめ

資料12-4 旧ソ連、中・東欧諸国との協力のあり方及び方策について(骨子案)

## 6. 議事概要

- 植松部会長による開会の宣言に引き続き、原子力委員の交替についての紹介、配布資料の確認、前回議事要旨についての承認が行われた。

### (1) 国際協力ワーキング・グループにおける検討結果について

- 資料12-2に基づき、国際協力ワーキング・グループ松浦座長より説明があり、これを踏まえて委員より次のような質問・意見が出された。

—— p. 8 に、中国は「仏、加、韓から原子力発電所の導入が計画され」とあるが、最近では米にもかなり動きがあるようだが、どうなのか。また、p. 14には、使用済燃料、廃棄物の処理、処分、貯蔵についても、記述しておけばよいのではないか。

松浦座長：全体として、使用済燃料は、廃棄物の問題としての記述の中に入っているものと認識している。

—— 米の動きについては、指摘のとおり入れておくべきである。過去に、天安門事件及び中国から第三国への再輸出疑惑の問題があったが、それは解決した。ただし、現在米中の条約が米議会によりworkしていないので、これをworkさせる必要がある。しかし、米からの輸出の可塑性は以前と比較して目立ってきている。

—— p. 1 には「多様なエネルギー供給源の確保というエネルギー安全保障の観点及び二酸化炭素の排出削減という地球環境保全の観点」とあるが、この観点だけでなく、開発経済学の考え方も採り入れるべきである。これらの国では、国内の民間資金がなかなか確保できていない。石油、石炭は輸送設備に膨大なコストが必要である。しかも、エネルギー消費地と生産地が離れているため、送電設備の開発コストも大きい。このため、投資効率を考えた場合、都市に近く置くことのできる原子力の方が良い。それが原子力にシフトする経済的innovationだと思う。文章に入れるかどうかは難しいかもしれないが、そういう問題もある。他にも、捲湾荷役、原油流出による海洋汚染の問題も考慮にならない。

全般的に、情報交換と技術協力は国ベースのものを考えていると思うが、私企業ベースをどう考えているのか。これに対する配慮はあるのか。

松浦座長：この報告書は原子力委員会が国の政策を考えるベースなので、民間もちろん考えるが、主として国の役割が記述されている。第1の点については、果たして相手国がそういうstrategyを持っているのかどうかが、はっきりしていないことが問題。

部会長：3月3日（火）にアジア地域原子力協力国際会議が開催され、近隣アジア諸国から原子力政策立案に関わる主要な人が集まるので、そういったところも意見を聞いてみたい。その上で報告書についての処置を考えたい。

—— 研究開発に関する協力については、放射線・R I利用分野と研究炉利用分野が挙がっているが、高速炉等の進んだ分野について中、韓と協力することは誰論になったのか。

松浦座長：高速炉と再処理については、ワーキング・グループでは話をしていない。

—— もう少し協力が進展したときのために、そういった先進分野の協力の途は開けておくべきである。

—— p.13の、パブリック・アクセスタンスの部分に「我が国の原子力施設におけるトラブルに関する情報をも地域内の各国に提供」とあるが、トラブルの情報だけでなく、その後の対応策とその効果についても入れておくべきである。

—— p.12の「③核物質管理に関する協力」について、欲を言えば協力の中身は、「研修事業の実施、セミナーの開催」だけでなく、技術開発協力もできるのではないか。視野に入れておいた方がよいと思う。

p.8の中国に対する書き方は、p.9の韓国に対する書き方とは違う。韓国にだけ対話の促進が書かれているが、中国に対してもあった方がよい。

p.14の最後の段落について、「従って、4.(2)において述べてきた」と書かれているが、この書き方では(1)の内容が忘れられているように見える。(1)の内容についても書くべき。

## (2) 極不拡散ワーキング・グループにおける検討結果について

- 資料12-3に基づき、極不拡散ワーキング・グループ黒澤座長より説明があり、これを踏まえて委員より次のような質問・意見が出された。

黒澤座長：前回の部会の場で意見を頂いて、ワーキング・グループの場で話をしたが、政治的安定をはかる、といった内容は原子力委員会の権限範囲を超えるので、書いていない。

—— 解体核の管理、処理に関する協力については、動燃事業団による技術協力の可能性も記述すべきではないか。

黒澤座長：それは、p.4~5の記述に間接的に含まれているものと認識している。

—— この論点整理のとりまとめを見ると、「対応する」「取組む」という表現が多くあるが、その内容が具体的にvisualize できない。会話して何を結論とするのか、具体化すべき。特にp. 16の「2000年のN P T再検討会議に向けて積極的に対応する。」の部分、対応するために一体何をするのか。

黒澤座長：具体的な取組みの内容についての考え方には、論点整理のとりまとめの全体の中に流れているものと理解している。日本の原子力利用について、疑惑が生じているが、これに対して理解を促進するために、誤解を取り除き認識の相違を埋めていくための諸策のことだと思う。

—— p. 14及び15に、「適当な場を設置」「制度を整備」とあるが、どういうことをイメージすればよいのか、分かりにくい。

p. 17には「近隣アジア地域における同様な機関の設立」とあるが、アジア版のユーラトム設立についてはどちらのpositionなのか。

黒澤座長：1点目については、これは個人的には、世界的に重要な問題なので4省庁横断の委員会があれば良いと思うが、原子力委員会の範囲を超えているので書いていない。p. 17についても、原子力委員会の審議の範囲を超えているため、どちらにも与していない。ただ、設立が難しいのは事実。

遠藤委員：原子力委員会の対象範囲について、部会はあまり気にしなくてよいと思う。むしろそのことは、受ける委員会側の問題である。核兵器開発については、日本がある程度疑われているのは事実。これに対しては、何か思い切った対策が必要なのではないか。例えばIPM (International Plutonium Management) など。

黒澤座長：1点目については、心強い御意見である。2点目については、議論としては出たものの、記述していない。

—— ワーキング・グループの一員として、思い切った施策は必要だと思う。高速炉に外国からの技術者をどんどん招くとか、もっと内側に入ってもらうことにより、理解が進むのではないか。しかし、この場合どの国が入るのか決めるのは難しいと思う。ユーラトムに参加している国はよいのではないか。

黒澤座長：今の点は、p. 14の3番目の「-」の記述に、「海外も含め」ということで入っている。

—— 日本に対する疑惑を晴らすのは、るべきだと思うが、それ以上のことはないのか。該物質が他に流れるのを防ぐ手だけはないのか。具体的には、怪しい人を見つける能力や、取り締まる能力である。前者は技術・専門家を育成すればよいが、後者についてはあまり大きなことはできない。海外の査察チームの中に日本人がいるという話を聞いたことがない。

—— 極不拡散の目的は大きく分けて2つある。自国の疑いを晴らすということと、世界の体制に貢献すること。後者については、例えばIAEAの保障措置実施のための技術開発援助に世界で2番目に多額の資金を提供したり、発電所の遠隔査察やCTBTの関係でも放射能測定技術等で協力している。そういう意味で、世界体制維持のためにも応援しているつもりである。

遠藤委員の御発言について、確かに原子力以外の人が集まっている国際会議に出ていくと、かなり日本に対して誤解があると感じる。例えば、  
・日本のプルトニウムがアジアの安全保障の脅威になっている  
・日本の原子力施設の事故続きのおかげで日本海が放射能汚染されている  
などと言われているので、正しい情報を知らせるべきである。

—— 人材育成について、原研ではそのために機器開発も実施した。他の技術はひとりでに大学等で後継者ができる仕組みになっているのに、safeguardsは研究所等で自然には後継者ができてこない仕組みになっている。これは大学に求めることもできない。今後、必要な人材は養成されるのか、また、そういう仕組みになっているのか。

—— 同感である。保障措置、査察は特殊な人が専門的に実施しているという認識がある。それではいけないが、万能薬はないと思う。この分野は、学生の進路としては極めて数が少ない。故に、特定のところで意図して教育していかなければならない。しかし、はっきりした答えは出ていない。

### (3) 旧ソ連、中・東欧地域との国際協力について

- 資料12-4に基づき、事務局より説明があり、これを踏まえて委員より次のような質問・意見が出された。

—— p.3 の極東の低レベル放射性廃棄物の処理施設の建設の部分「海洋投棄が二度と行われないようにするため」との記述については、ロンドン条約附属書でも基本的に禁止されている話についてこちらがタマを持っているようにとれる。国際的要請として、海洋投棄禁止が求められており、そのような国際的な枠組みへの加入を求めていくとの立場も分かるような記述も必要。

遠藤委員：参考資料があれば、いただきたい。私もこの地域には興味を持っていたので、実際にかなり色々と見てきた。そのため、参考資料でもってさらに勉強したい。

—— 低レベル放射性廃棄物の処理施設について、地元住民から反対があがったという記事があったが、事実関係如何。また、ウクライナセンターを通じての協力は今どうなっているのか。

事務局：低レベル放射性廃棄物の処理施設建設についての地元ボリショイ・カーメニ地区での住民投票が、昨年6月にあり、これは反対が90%以上であったが、投票率が全体の50%を超えてなかったため、不成立。また、8月には全く別の地区で行われた住民投票では投票率が55%で、かつ反対が90%を超えた。しかしながらロシア政府によれば、これら投票は成立しても法的拘束力はないものと聞いている。

事務局：ウクライナ科学技術センター（STCU）については、現在のところ協力の予定はないが、今後具体的プロジェクトの提案を受けて、検討していくとのスタンス。ただロシアのISTCに比べれば、ウクライナのSTCUは小ぶりである。

—— 前の部会には欠席したが、議事録p.7に、チェコのテメリンに資機材を含めて協力を、という記述がある。日本の技術や資機材を提供する気はあるのか。

事務局：その内容については、資料12-4のp.5、3.(1)①の記述「ノウハウ等の移転を含む技術協力」に含まれているものと思料。

—— それは日本語的には少し無理があるのでないか。

部会長：日本語の問題については、少し考えることとした。

#### (4) その他 — 次回日程等について

部会長より、次回は国際協力ワーキング・グループ、及び核不拡散ワーキング・グループの検討結果、そして旧ソ連、中・東欧地域との国際協力に関する議論のまとめの案を総合して、部会としての報告案のとりまとめに入りたい旨言及があった。また次回は平成10年4月に開催（日程は部会長に一任）することとした。

さらに、3月3日（火）に、原子力委員会の主催で「第9回アジア地域原子力協力国際会議」が開催されることが紹介された。部会長より、同会議において部会の審議状況を説明し、各国からの意見等を聽取した上で、その結果を部会報告書に反映させたい旨言及があった。その後閉会した。